

【監理団体に対する許可取消しの内容】

1 許可取消しを行った監理団体

- (1) 監理団体名：D I A事業協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 奥原 眞里子
- (3) 所在地：京都府京都市下京区飴屋町 239 番地 2 七条烏丸東ビル 2 階

2 処分内容

技能実習法第 37 条第 1 項第 1 号及び第 4 号の規定に基づき、令和 5 年 6 月 9 日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

傘下実習実施者に対する技能実習計画の作成指導に関し、修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有する役員又は職員にこれを担当させていないこと、傘下の実習実施者に対し、1 月に 1 回以上の頻度で、認定計画に従って技能実習を行わせているかについて実地による確認を行っていないこと、技能実習生に対して認定計画に従って入国後講習を実施していなかったこと、及び傘下の実習実施者が技能実習法第 16 条第 1 項各号のいずれかに該当する疑いがあると認めたときに、監理責任者の指揮の下に、直ちに、監査を適切に行っていないことから、技能実習法第 37 条第 1 項第 1 号（技能実習法第 25 条第 1 項第 2 号（技能実習法第 39 条第 3 項））及び第 4 号（技能実習法第 39 条第 3 項）に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。

【監理団体に対する改善命令の内容】

1 改善命令を行った監理団体

- (1) 監理団体名：ウエストビジネスリンクル協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 矢野 和久
- (3) 所在地：広島県呉市安浦町安登西5-2-5

2 処分内容

技能実習法第36条第1項の規定に基づき、令和5年6月9日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

3 処分理由

監査の終了後遅滞なく、監査報告書を作成・提出していなかったことについて、外国人技能実習機構から複数回にわたり指導を受けたにもかかわらず、同様の違反を繰り返したこと、及び事業報告書を作成し、提出期限までに提出していなかったことについて、外国人技能実習機構から複数回にわたり指導を受けたにもかかわらず、同様の違反を繰り返したことから、監理事業の適正な運営を確保するため、技能実習法第36条第1項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。

【監理団体に対する改善命令の内容】

1 改善命令を行った監理団体

- (1) 監理団体名：岐阜西ソーイング協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 薫田 まつ子
- (3) 所在地：岐阜県羽島市上中町長間 1058 番地 1

2 処分内容

技能実習法第 36 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 6 月 9 日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令をおこなったこと。

3 処分理由

傘下の実習実施者に対する監査を適切に行っていなかったこと、及び技能実習法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的で虚偽の監査報告書を外国人技能実習機構に提出したことから、監理事業の適正な運営を確保するため、技能実習法第 36 条第 1 項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社北川鉄工所
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 北川 祐治
代表取締役 北川 宏
- (3) 所在地：広島県府中市元町 77 番地の 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (35 件)

令和元年11月13日認定 「認1909017754」 「認1909017755」 「認1909017756」
「認1909017757」 「認1909017758」 「認1909017759」
令和2年1月6日認定 「認1909021708」 「認1909021709」 「認1909021710」
「認1909021711」
同年3月9日認定 「認1909026525」 「認1909026526」 「認1909026527」
「認1909026528」 「認1909026529」 「認1909026530」
同年3月13日認定 「認1909026653」
同年8月27日認定 「認2009009213」 「認2009009214」 「認2009009215」
「認2009009216」
同年9月29日認定 「認2009010895」 「認2009010896」 「認2009010897」
同年10月29日認定 「認2009012620」 「認2009012621」 「認2009012622」
令和3年2月9日認定 「認2009016260」 「認2009016261」 「認2009016262」
「認2009016263」
同年2月25日認定 「認2009016798」 「認2009016799」 「認2009016800」
「認2009016801」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 5 年 6 月 9 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社九頭竜電子工業
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 吉田 政信
- (3) 所在地：福井県大野市篠座大門上 64-26

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6件）

令和3年1月28日認定「認 2007007697」「認 2007007698」「認 2007007699」
令和4年1月27日認定「認 2107004934」「認 2107004935」「認 2107004936」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和5年6月9日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められること、及び出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）違反により罰金の刑に処せられ、その執行を終えたことから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第2号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社坂平組
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 坂平 康至
- (3) 所在地：京都府京都市南区上鳥羽金仏 37 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（8件）

- 令和元年6月12日認定「認 1908004635」「認 1908004636」「認 1908004637」
同年12月18日認定「認 1908033379」
令和2年3月23日認定「認 1908046800」「認 1908046801」
同年8月7日認定「認 2008011496」「認 2008011497」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和5年6月9日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたこと、役員のうち、出入国管理及び難民認定法違反により懲役及び罰金の刑に処せられ、その刑が確定した者があること、及び、役員のうち、事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められる者があることから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第9号及び第12号（技能実習法第10条第1号、第2号及び第9号））及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社サコ
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 佐古 和仁
- (3) 所在地：岐阜県不破郡垂井町 812 番地の 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（9 件）

- 平成30年 5 月 16 日認定 「認1706021653」 「認1706021654」
同年 8 月 20 日認定 「認1806031316」
同年 9 月 13 日認定 「認1806025596」
令和元年 5 月 27 日認定 「認1906002203」 「認1906002204」
同年 6 月 11 日認定 「認1906010024」 「認1906010025」
同年 9 月 30 日認定 「認1906019887」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 5 年 6 月 9 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社島村工業
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 島村 智幸
代表取締役 島村 忍い子
- (3) 所在地：埼玉県春日部市粕壁 6008 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（13 件）

- 平成30年 7月13日認定 「認1804025088」 「認1804025089」
同年 7月17日認定 「認1804025097」 「認1804025098」
同年 9月 3日認定 「認1804025127」 「認1804025128」
同年11月 7日認定 「認1804032315」
令和元年 9月 4日認定 「認1904040340」 「認1904040341」 「認1904040345」
「認1904040346」
令和 2年10月21日認定 「認2004039728」 「認2004039729」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 5 年 6 月 9 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（技能実習法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：有限会社シュー防水工業
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 小野田 修二
 - (3) 所在地：岡山県岡山市中区原尾島一丁目 8 番 9 号

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（17 件）
 - 令和元年 6 月 21 日認定 「認1909003490」 「認1909003491」
 - 令和 2 年 1 月 31 日認定 「認1909019110」 「認1909019111」 「認1909022516」
「認1909022517」 「認1909022518」
 - 同年 2 月 19 日認定 「認1909024501」 「認1909024502」 「認1909024503」
「認1909024504」
 - 令和 3 年 2 月 12 日認定 「認2009015694」 「認2009015695」 「認2009015696」
 - 同年 12 月 16 日認定 「認2109008217」 「認2109008218」 「認2109008219」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、令和 5 年 6 月 9 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号（技能実習法第 9 条第 6 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社ダバ
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 佐古 和仁
- (3) 所在地：岐阜県不破郡垂井町 812 番地の 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（14 件）

- 平成30年 8 月 20 日認定 「認1806031317」 「認1806031318」
同年 9 月 13 日認定 「認1806025606」 「認1806025607」
同年 11 月 5 日認定 「認1806047778」
令和元年 7 月 23 日認定 「認1906019805」
同年 9 月 30 日認定 「認1906019885」 「認1906019886」
同年 10 月 28 日認定 「認1906039709」 「認1906039710」
同年 11 月 15 日認定 「認1906034666」
令和 3 年 4 月 8 日認定 「変認 2006003845」 「変認 2006003846」 「変認 2006003847」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 5 年 6 月 9 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：中越パツケーヅ株式会社
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 三浦 均
 - (3) 所在地：東京都文京区本郷2丁目3番9号

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2件）

令和3年9月16日認定「認2104018926」「認2104018927」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第7号の規定に基づき、令和5年6月9日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：天理集成材株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 梶谷 佳彦
- (3) 所在地：奈良県桜井市大字草川 69 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4件）

令和3年2月8日認定「認2008029006」「認2008029007」「認2008029008」
同年6月17日認定「認2108002994」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和5年6月9日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社富沢塗装工業所
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 富沢 稔
- (3) 所在地：栃木県宇都宮市峰三丁目 30 番 15 号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（12 件）

- 令和元年10月 8 日認定 「認1904048805」 「認1904048806」
同年12月10日認定 「認1904066003」 「認1904066004」
令和 2 年 6 月 2 日認定 「認2004008756」
令和 3 年 2 月 1 日認定 「認2004058048」 「認2004058049」
同年 3 月 24 日認定 「認2004063158」 「認2004063159」
同年10月 8 日認定 「認2104020939」
同年11月12日認定 「認2104026793」 「認2104027418」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 5 年 6 月 9 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（技能実習法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社中村工業
- (2) 代表者職氏名：取締役 中村 剛巳
- (3) 所在地：東京都板橋区板橋 2 丁目 60 番 3 号板橋区役所前ビューハイツ 1 階

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（9 件）

令和 2 年 6 月 15 日認定 「認2004013344」 「認2004013345」 「認2004013346」
同年 12 月 23 日認定 「認2004042676」 「認2004042677」 「認2004042678」
「認2004042679」 「認2004042680」 「認2004042681」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、令和 5 年 6 月 9 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号（技能実習法第 9 条第 6 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：有限会社名古屋ニットファクトリー
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 名古屋 泰生
 - (3) 所在地：愛知県津島市寺前町一丁目 35 番地の 1

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6 件）
 - 平成30年 6 月20日認定「認1806007330」
 - 同年12月10日認定「認1806054089」
 - 平成31年 4 月25日認定「認1906002529」
 - 同年10月29日認定「認1906040103」
 - 令和 2 年 6 月 1 日認定「認2006006788」
 - 同年 6 月 8 日認定「認2006008071」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、令和 5 年 6 月 9 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
技能実習生が定期的に負担する費用について、実費に相当する額その他の適正な額であると認められないことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号（技能実習法第 9 条第 9 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社 nandemon
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 牧野 功
- (3) 所在地：石川県金沢市平和町2丁目13番18号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4件）

令和3年8月17日認定「認 2107002099」「認 2107002100」
令和4年12月8日認定「認 2207006211」「認 2207006212」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和5年6月9日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（技能実習法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社ニチネン
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 小林 裕一郎
- (3) 所在地：埼玉県上尾市領家 57-1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (24 件)

令和元年 5 月 7 日認定 「認1904003951」 「認1904003952」 「認1904003953」
「認1904003954」 「認1904003955」 「認1904003956」
「認1904003957」
令和 2 年 6 月 16 日認定 「認2004010533」 「認2004010534」 「認2004010535」
「認2004010536」 「認2004010537」 「認2004010538」
「認2004010539」
同年 7 月 17 日認定 「認2004017120」 「認2004017121」 「認2004017122」
「認2004017124」 「認2004017125」
令和 3 年 11 月 30 日認定 「認2104013710」 「認2104013711」 「認2104013712」
「認2104013713」 「認2104013714」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、令和 5 年 6 月 9 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

技能実習生が、実習実施者の外国にある事業所又は外国の公私の機関の外国にある事業所から転勤、又は出向した常勤の職員ではないと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号（技能実習法第 9 条第 2 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：美建マテリアル株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 高田 浩平
- (3) 所在地：広島県福山市駅家町大字近田 30 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2件）

令和2年12月3日認定「認2009014186」「認2009014187」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第7号の規定に基づき、令和5年6月9日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社マルカファーム
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 矢口 仁也
 - (3) 所在地：茨城県かすみがうら市下土田 1059 番地 2

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2件）

令和3年10月11日認定「認2103003436」「認2103003437」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和5年6月9日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。